

除雪にご協力ください

冬の交通の確保と皆さんの生活をを守るため、市では早朝から道路除雪を行います。除雪作業を効率よく行うために、除雪作業にご理解とご協力をお願いします。

- ◇除雪作業車に近寄らない
除雪作業車の30㍎以内は危険なので、近寄らないでください。除雪作業車は前方10㍎以内が見えにくいので無理な追い越しはやめましょう。
- ◇道路には物を置かない
各家庭の出入口から道路までの除雪は各戸で行い、道路に雪を絶対に出さないでください。



※2トンを超える車の通行は困難です。

沿道の木、庭木、垣根の枝の、はみ出しも各戸で伐採し、沿道の障害物も雪が降る前に片付けましょう。

- ◇路上に障害物(木材、鋼材)があると、除雪作業の重大事故につながります。
- ◇屋根の雪下ろしをしたら片付けましょう
屋根から道路に落ちた雪は、火災などの緊急時や交通の事故防止のため片付けましょう。

- ◇排雪場が変わりました
今まで一般の排雪場として利用していた西条グラウンドが利用できなくなったため、夜間瀬橋下流左岸の河川敷を新たに排雪場としてご利用ください。(2ト車以下)
- ◇なお、大型車は従来通り越橋下流左岸をご利用ください。
- ◇除雪に関するご意見・ご要望は、各区长を通じて左記までご連絡ください。

- お問い合わせ先
市役所道路河川課維持係
☎22 2111 (内線263)
豊田支所地域振興課振興係
☎38 3111 (内線141)

水道管にも冬支度を



凍結による破裂にご注意ください

水は気温がマイナス4度以下になると凍る性質があります。冬期間は凍結による「水道管の破裂」や「水道が出ない」などの事故が起こりやすくなります。

水道管の立ち上がり、保温材や保温器具(凍結防止帯はコンセントの確認を!)を使ったり、不凍栓などを閉め蛇口から水抜きするなどして凍結を防ぎましょう。

なお、不凍栓によつては、管理方法を誤ると漏水する恐れがありますのでご注意ください。バルブを最後までしっかりと閉めてください。

※アパートなどにお住まいの方は、寒くなる前に冬の管理方法を、大家さんや不動産業者の方に確認いただき、対策をお願いします。(それでも、凍結してしまった場合は、大家さんや不動産業者の方に相談してください)

※冬期間長期に不在となる場合は、止水栓で閉栓すること

除雪中の事故防止に努めましょう

除雪作業に対する慣れや過信、油断が事故を招いています。作業を行う際は、次の点に注意しましょう。

- 作業は2人以上で
周りの安全確認や、事故が発生した場合に素早く応急対応ができます。
- 屋根からの落雪に注意
気温が上昇すると融雪が始まり落雪が多くなります。

除雪機の操作に注意
除雪機に詰まった雪を除去する場合は、必ずエンジンを切ってから行いましょう。

- 屋根の雪下ろしは要注意
・命綱、ヘルメットを着用しましょう。
- 建物の周りに雪を残して、万一の転落の際のケガの軽減を図りましょう。
- はしごはしっかりと固定しましょう。

水路や側溝へ雪を入れない

水路や側溝に雪を投げ入れると下流で雪が詰まり川の水をせき止め、浸水被害の原因となります。多くの皆さんに迷惑をかけることになりませんので絶対にしないでください。

雪下ろし費用の一部を助成します

積雪による住居の倒壊や損傷を防止するため、市では低所得の高齢者、母子家庭および心身障害者世帯などに対して、除雪(雪下ろし)費用の一部を助成しています。

- 補助対象 屋根に、おおむね70㍎以上積雪した場合の雪下ろしにかかった費用
- 対象世帯 平成23年度市民税の所得割が課せられていない世帯で、かつ、次の①～④のいずれかに該当する世帯
- ①65歳以上の方のみの世帯

- よび65歳以上の方と18歳未満の方のみの世帯
- ②母子・寡婦世帯
- ③生計の中心となる方が心身障害者である世帯
- ④要保護世帯(生活保護が適用されている世帯は除きます)
- 補助金額 除雪作業員賃金が1人1時間あたり1375円で、除雪にかかった時間の合計額

- しをした場合は、補助対象になりません。
- 申請方法など 申請書が必要なのは、市役所福祉課厚生保護係までご連絡いただければお送りします。
- なお、申請書などには、民生委員の確認が必要になります。ご不明な点はお問い合わせください。
- お問い合わせ先
市役所福祉課厚生保護係
☎22 2111 (内線255)
豊田支所地域振興課市民生活係
☎38 3111 (内線132)

とをお勧めします。閉栓は電話で手続きができ、閉栓中の水道料金はかかりません。ご使用を再開する場合は、来庁により開栓手続きと手数料500円が必要です。

検針にご協力を

水道メーター検針は、2カ月に一度、1日から8日の間に行います。

冬期間(11月～4月)は積雪などで、水道のメーターが検針できない場合がありますので、メーターボックスの上の除雪をお願いします。

なお、除雪などがされていない場合はメーターを確認することが困難なため、認定水量(過去の使用量を参考にして決める水量)で検針したものとみなしお知らせします。

「上下水道使用量のお知らせ」で通知しますのでご確認ください。なお、水道管が破裂し、漏水などした場合も、水道料金は使用者の負担となりますので、月に1回はメーターの確認をお願いします。



緊急(破裂、漏水)工事の連絡先

水道工事の依頼先が分からない場合や、休日(年末年始)に自宅の水道施設に障害が発生したときは、☎090(4922)0256または090(7818)6674にお電話ください。

市が指定した緊急工事担当番店が対応します。
・豊田地域の方は、豊田上下水道指定工事店組合【代】小林木工☎38(2090)までお電話ください。

年末年始(12月29日～1月3日)は、閉庁のため水道の開栓・閉栓はできません。年末年始の間に転入転出などにより開栓・閉栓を予定している場合は、12月28日の午

ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用にご協力ください

市の国民健康保険会計は、高齢化や医療環境の進展などに伴い、年々医療費が増加する傾向にあり、財政運営は大変厳しい状況です。

市では、平成20年にジェネリック医薬品(製薬会社が開発した医薬品の特許が切れた後に、別のメーカーが同じ有効成分でつくる薬)の利用の推進のため「ジェネリック医薬品希望カード」を市内全世帯に配布しました。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同様に品質や安全性は国の承認を受けて販売されている薬であるため、同等の有効成分で低価格になっています。

ジェネリック医薬品を利用することで、医療費を節約することができます。

前中までに手続きをお願いします。また、新年は1月4日から営業を始めます。

- お問い合わせ先
市役所上下水道課上下水道係
☎22 2111 (内線282)
- ◇開栓、閉栓、検針、上下水道料金に関すること
市役所上下水道課営業係
☎22 2111 (内線284)